

一、住宅の供給を受けずして脱退したる者に對しては拂込済出資金の十分の五に相當する金額

二、住宅の供給を受け其使用期間三年に満たざる者に對しては其供給を受けたる以前に於ける拂込済出資金の十分の三に相當する金額

第三章 出 資

第二十一條 出資一口の金額は〇百圓とす

第二十二條 組合員は出資十口以上四十口以下を有すべし

第二十三條 出資第一回の拂込金額は一口に付金〇圓とす

第二十四條 出資第二回以後の拂込は左の區別に依り毎月二十五日限り之を爲すべし

一、住宅の供給を受くる前に在りては毎月第一回拂込金額の十分の一に相當する金額

二、住宅の供給を受けたる後に在りては出資金額及之に對する利子相當額の合算額より住宅を受けたる前に於ける拂込金額を控除したる殘額を組合存立期限の一年前迄の月數に依り均等に分割したる金額

前項第二號に規定する利子相當額の算定方法は總會の決議に依り之を定む

第二十五條 前條に規定せる拂込金の拂込を怠りたるときは期限後一日に付其拂込むべき金額の千分の一の過怠金を徴收す

第二十六條 組合員は未だ住宅の供給を受けざる以前に限り組合長の承諾を受け出資口數の減少又は増加を爲すことを得

第四章 事 業

第二十七條 本組合は第一條の目的を達する爲め住宅用地の購入、造成又は借受を爲し之を當該住宅の供給を受くる組合員に貸付し又は讓渡することあるべし

第二十八條 本組合の貸付又は譲渡する住宅用地以外の土地の上に住宅の供給を受けんとする組合員は組合長の承諾を受くべし

第二十九條 住宅の設計は出資金に應じ當該組合員の希望を參酌して理事之を定む

第三十條 住宅は抽籤を以て定むる順位に従ひ契約締結の手續に依り其所有權の譲渡を受くべき組合員の使用に供す

第三十一條 住宅の所有權は出資金二分ノ一以上を拂込みたるるとき契約締結の手續に依り之を當該組合員に譲渡す

但し組合の都合又は組合員の希望に依り出資拂込完了に至る迄之を延期することあるべし

第三十二條 出資拂込の完了せざる組合員に對し住宅の所有權を譲渡する場合に於ては組合長は其組合員をして未拂込出資金額に付其住宅の上に抵當權

を設定せしめ所有權移轉の登記と同時に其登記を爲さしむべし

第三十三條 組合員出資拂込の完了前住宅の所有權を取得したるときは出資拂込の完了に至る迄の間本組合に對する場合を除くの外之を譲渡することを得ず

第三十四條 住宅の供給を受けたる組合員は出資拂込の完了に至る迄の間其住宅の使用に關し左の各號の條件を遵守すべし

- 一、相當の事由ある場合を除くの外他人をして其住宅を使用せしめざること
 - 二、修繕其他住宅の保存上必要なる管理を爲すこと
 - 三、理事の承認を受けたる場合を除くの外住宅の模様替を爲さざること
- 前項各號の外特に必要なる條件は總會の決議に依り之を定む

第三十五條 本組合が貸付に係る住宅用地の借賃は毎月出資の拂込と同時に之

を拂込むべし

第三十六條 組合員に對する住宅用地の譲渡は月賦賣却の方法に依り其月割代金は毎月出資の拂込と同時に之を拂込むべし

但組合員の希望に依り月賦賣却の方法に依らざることあるべし

第三十七條 本組合の供給する住宅は本組合に於て之を火災保險に付し保險價格を以て保險金額とす

保額料は當該組合員の負擔とし月割を以て毎月出資の拂込と同時に之を拂込むべし

第三十八條 每事業年度の剩餘金は翌年度に之を繰越し使用す

第三十九條 本組合の經費は出資金額に應じ組合員之を分擔し毎月出資の拂込と同時に之を拂込むべし

第四十條 本組合の財産中現金は總會の承認を経たる銀行又は郵便官署に預入

して之を保管す

第五章 機關

第四十一條 本組合に理事三名監事二名を置く

第四十二條 理事中一名を組合長とし理事の互選に依り之を定む

組合長は事務を總理し組合を代表す組合長の事故あるときは理事中の年長者之を代理す

第四十三條 理事の任期は五年監事の任期は三年とす

但し再選を妨げず補缺に依り就任したる理事又は監事は前任者の殘任期間存在す理事及監事は任期滿了後と雖も後任者の就任する迄仍其職務を行ふ

第四十四條 理事又は監事に缺員を生じたるときは通常總會の時期迄猶豫すること能はざる場合に限り臨時總會を招集し其補缺選任を行ふ

總會に於て理事又は監事の解任を決議するときは同時に其補缺選任を行ふ

第四十五條 理事及監事の報酬に就ては總會の決議に依り之を定む

第四十六條 通常總會は毎年一回一月中に之を開く

第四十七條 組合員五分の一以上より會議の目的及其招集の理由を記載したる書面を提出して總會の招集を請求したるときは理事は臨時總會を招集すべし

第四十八條 總會の招集は書面を以て之を組合員に通知す

第四十九條 總會は組合員の半數以上出席するに非ざれば開會することを得ず但し同一の事件に付き招集再會に至るも仍は半數に満たざるときは此限に在らず

第五十條 總會は組合長を以て議長とす組合長事故あるときは理事中の年長者之を代理す

監事の招集したる總會は招集したる監事中の年長者を以て議長とす

第五十一條 組合員は五人以上を代理して議決權を行ふことを得ず

第五十二條 總會に於ては決議録を作り會議の顛末及出席者の員數を記載すべし

決議録には議長及議長の指名したる出席者二名以上署名すべし

第六章 解散

第五十三條 解散の決議は組合員五分の四以上出席したる總會に於ける全員の致に依るに非ざれば之を爲すことを得ず

第五十四條 本組合解散の場合に於て殘餘財産あるときは其處分方法は總會の決議に依り之を定む

第七章 補則

第五十五條 本定款の施行の爲必要なる細則は總會の決議に依り之を定む

第五十六條 本組合設立當時の理事及監事を定むること左の如し

但し第一回通常總會に於て之を改選す

同	監	同	同	同	理
	事				事
何	何	何	何	何	何
某	某	某	某	某	某

工場協議會規則

第一條 本所に工場協議會を置く

第二條 工場協議會は本所事業の進歩發展を圖り職工の幸福増進に資せんが爲め隔意なき諒解を以て本所の諮問又は委員の提案を調査審議し其決議を本所に提出するものとす

第三條 工場協議會は指名委員及び選出委員を以て組織す指名委員は本所雇員中より主管者之を指名し選出委員は本所職工之を選擧す

第四條 指名委員及選出委員の數は之を同數とし

- 伸 銅 所 ○人以上○人以下
- 伸銅所○○工場 ○人以上○人以下
- 同 電線製造所 ○人以上○人以下

工場協議會規則

製 鋼 所 ○人以上○人以下

の範囲内に於て別に之を定む

第五條 本所職工にして左の資格を備ふる者は委員を選挙することを得

但し期間を定めて備入れたる臨時備職工は此限りにあらず

一、勤続六ヶ月以上

二、年齢満二十歳以上

第六條 本所職工にして左の資格を備ふる者は委員に選挙せらるゝことを得

但し期間を定めて備入れたる臨時備職工は此限りにあらず

一、勤続滿一ヶ年以上

二、年齢滿二十五歳以上

三、當該選挙區の職工たること

第七條 選出委員の選挙は毎年二月之を行ふ

第八條 選出委員左の各號の一に該當するときは其資格を失ふ

一、辭任を申出て工場協議會之を承認したるとき

二、引續き缺勤三ヶ月を超へたるとき

第九條 指名委員に缺員を生じたるときは主管者之を指名し選出委員に缺員を生じたるときは次點者より之を補充す次點者なきときは補缺選挙を行ふ

第十條 委員の任期は一ヶ年とし指名又は選挙の日より之を起算す補缺委員の任期は前任者の残任期間とす

第十一條 工場協議會は左記の事項に關し本所の諮問又は委員の提案を調査審議す

一、労働時間

二、物價指數の高低に順應する最低賃金の増減

三、保健衛生及び危険防止

工場協議會規則

四、互助共済

五、教育風紀娛樂及び休養

六、其他幸福増進に關する事項

第十二條 委員議案を提出せんとするときは委員三名以上の同意を得て工場協議會開會の月の前月末日迄に議長の許に之を提出することを要す

第十三條 工場協議會の議長は委員以外の傭員中より主管者之を指名す議長事務故あるときは主管者臨時に代理者を指名す

第十四條 議長は會議を總理し議場の秩序を保持す

議長は議決に加はることを得ず

第十五條 工場協議會は議長之を招集し毎年一月四月七月及び十月之を開く委員總數の四分の一以上の請求ありたるとき又は議長に於て必要ありと認めたるときは臨時に會議を開くものとす

第十六條 工場協議會の招集日時及び會議事項は尠くとも五日前に各委員に通知するものとす

但し急を要する場合は此限りに在らず

第十七條 工場協議會は委員總數の過半数出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

第十八條 工場協議會の議事は出席委員總數の過半数を以て決す前項の決議は議長之を主管者に提出するものとす決議成立せざるときは雖も可否同數なるときは議案の提出者は議長を経て之を主管者に提出することを得

第十九條 前條の決議事項の採否は主管者之を決定す

第二十條 本所傭員にして副支配人及び技師長(又は部長)以上の者は隨時工場委員會に出席し發言を爲すことを得

第二十一條 工場協議會に書記を置き議長に附屬して庶務を處理せしむ書記は

議長之を選任す

第二十二條 工場協議會出席の選出委員は該時間中賃金の支給を受くるものとす

第二十三條 委員は會議中無禮の語を用ひ又は他人の身上に涉り言論することを得ず

附 則

第二十四條 本規則は大正〇年〇月〇日より之を實施す

第二十五條 第一回委員の選舉期日は別に之を定む第一回委員の任期は次期定例選舉期日に至る期間とす(第一回は之を今月中に各工場にて行ふ)

工場協議會選舉細則

第一條 選出委員の選舉は選舉區毎に之を行ふ

第二條 選舉區及び各選舉區に於ける選出委員の員數左の如し

第一區工場(又は課、係) 〇人

第二區工場(又は課、係) 〇人

第三區工場(又は課、係) 〇人

第三條 選舉の期日は主管者之を定め尠くとも一週間前に所内に掲示す

第四條 選舉事務を處理する爲め左の役員を置く

一、選 舉 長 一 名

二、選舉管理人 若干名

三、選舉立會人 若干名

選舉長は備員中より主管者之を指名す

選舉管理人は備員中より選舉立會人は職工中より選舉長之を選任す

第五條 選舉人及び被選舉人の資格は選舉期日の屬する月の前月末日現在の職工名簿に依る

但し選舉當日迄に資格を失ふべき事由發生したる者は委員を選舉し又は之に選舉せらるゝことを得ず

第六條 選舉は投票に依り之を行ふ投票は單記無記名とし一人一票に限る

第七條 各選舉區に投票所を設け各投票所に投票函を置く

選舉人は投票所に於て投票用紙の交付を受け之に自ら被選舉人一名の氏名を記載して投函すべし

第八條 投票を終りたるときは選舉管理人は其旨を選舉長に報告し其指揮を受け選舉立會人立會の上遲滞なく開票すべし

第九條 左の投票は之を無効とす

- 一、成規の投票用紙を用ゐざるもの
- 二、一票中に二人以上の被選舉人の氏名を記載したるもの
- 三、被選舉人の氏名外餘事を記載したるもの但し被選舉人の工場（又は

課係）名職名等を附したるものは此限に在らず

四、被選舉人の何人たるを確認し難きもの

第十條 選舉に關し疑あるときは選舉管理人及び選舉立會人の意見を徴し選舉長之を決定す

第十一條 各選舉區に於て有効投票の最多數を得たる者を以て順次其區の當選者とす

但し各區に於て選舉すべき委員數を以て其區の選舉有資格者總數を除して得たる數の十分の一以上の得票あることを要す

前項の規定に依り當選者を定むるに當り得票數同じきときは本所入職日の前後に依り入職日同じきときは年長者を先とす

第十二條 開票を終りたるときは選舉管理人は其結果を直に選舉長に報告すべし

第十三條 選舉長前條の報告を受けたるときは當選者を決定するに必要な調査を爲し之を決定したるときは各當選者に當選の旨を通知し同時に其選舉區名工場(又は課、係)名及び氏名を主管者に報告し且之を所内に掲示すべし

職工規程

第一 職工男女の區別人員

第一條 當組合に雇入る、職工は滿十七歳以上の男子に限る

第二條 當組合に使用する職工は拾五人以下を以て限度とす

第二 職工の就業時間

(イ) 滿十五歳以上の男子就業時間

第三條 職工の就業時間は晝間及夜間の二つに分ち晝間就業時間は午前七時より午後五時迄とす夜間就業時間は午後六時より午前四時迄とす

(ロ) 十五歳未滿の者及女子の就業時間并に業務の範圍

第四條 當組合は第一條の規程に依るを以て此場合なし

(ハ) 職工を二組に分ち交替就業せしむる場合の就業時轉換方法

第五條 職工は之を甲乙の二組に分ち第三條の規程に従ひ各組一週間毎に交替して夜業に従事するものとす

但夜間就業するものは晝間休業せしむ

第三 休憩時間其配置方法

第六條 職工には晝間夜間各一時間の休憩時間を與ふ

晝間休憩は正十二時より午後一時迄とし夜間は午後十一時より正十二時迄とす

第四 休の日時

第七條 職工には毎月第一日曜第三日曜の二回の休日とす

第五 賃金計算の方法及支拂日

第八條 職工の賃金は日給とし一日金〇十錢以上とす

賃金は毎月十四日及月末の二回に第七條の休日を通算し通貨を以て之を支

拂ふ

第六 職工雇入又は募集の方法

第九條 職工は新聞等に依り公然募集をなさず縁故に依り雇入るゝものとす

職工雇入後身に障礙あり勞務に不適任なる事を認めたるときは直に解雇することあるべし

第七 職工服務に關する事項

第十條 職工は當工場の組合代表者及技師の指圖に従ひ勞務に服するものとす

職工不正行爲をなし又は重大なる過失に依り當組合に損害を及ぼし又は組合代表者及技師の指圖に従はざる者は當組合は之を解雇する事あるべし

第八 寄宿舍に關する事項

第十一條 當組合は別に寄宿舍を設けず職工は凡て通勤とす

第九 積立金信認金に關する事項

第十二條 職工は各自任意に銀行又は郵便貯金を爲すべし

第十三條 當組合は特別準備積立金をなし其積立金の十分の二は職工の任意貯金如何に不拘職工の爲に貯金に當て確實なる銀行又は郵便局に貯金す

前項の貯金は職工が水火盜難其他避くべからざる災害に罹りたる場合職工又は其家族若くは扶養の義務ある者及十五日以上の疾病に罹りたる場合工場法施行令第二十三條同施行規則第二十條其他正常且已むを得ざる事由に依り必要とする場合に於て就業日數の賃金の百分の五の割合を以て貯金中より之を支給す但勤続十年を超ゆるものには其十年を経過したるとき之を支給す

當組合は信認金の課目を置かざるものとす

第十 違約金又は損害賠償に關する事項

第十四條 當組合は職工に對し違約金の契約を締結せざるものとす

職工は當組合に對し惡意又は重大なる過失に依るの外損害賠償の責に任ずる事なし

第十一 契約に關する事項

第十五條 當組合は職工を羈束する何等の契約を爲さざるものとす其去就は職工の任意とす

第十二 賞與又は懲戒に關する事項

第十六條 賞與は當組合の毎決算期に於て各職工の勤怠表により之を斟酌し十五日以上の賃金を支給するものとす

職工の不正行爲重大なる過失に依り組合に損害を及ぼし又は組合代表者及技師の指圖に従はざる者及怠慢に依り職務を荒廢する者は前項の賞與を十五日以下に減殺し又は支給を爲さず且解雇する事あるべし

前項の場合と雖も第十三條の規程は之を適用す但損害と相殺するものとす

第十三 醫療に關する事項

第十七條 職工疾病又は職務上負傷したるときは診察料治療費其他療養上必要なる費用の實額を支給す

第十八條 當組合は職工名簿を調製し工場に備付くるものとする
調製は凡て法規に従ふ

第十九條 當組合は職工の就業時間休憩及休日の事項を工場内の見易き場所に揭示す

第二十條 扶助に關する規則は其事項の要領を平易に摘記して各職工に周知す
第二十一條 前數條の外は凡て法規の定むる所に依る

〇〇組合代表者
何 之 誰

扶助規則

第一條 職工自己の重大なる過失に依らずして業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したるときは本規則に定むる所の規定に従て扶助を爲すべし

第二條 職工負傷し又は疾病に罹りたるときは診察料治療費其他療養上必要なる費用の實額を支給すべし

第三條 療養の爲め業務に服する事能はざるに因り賃金を受けざる者には療養中一日に付賃金一日分の扶助料を支給すべし

但し其支給引續き三月以上に涉りたるときは其後の支給額は賃金二分の一とす

第四條 負傷又は疾病治癒したる時に於て左の各號の一に該當する程度の身體障害を存するときは左に掲ぐる區別に依て扶助料を支給すべし

一、終身自用を辨すること能はざるも勤績十年以上のもの

賃金 三百五十日分

同五年以上のもの 同 三百日分

同三年以上のもの 同 二百五十日分

同三年以下のもの 同 二百日分

二、終身勞務に服すること能はざるもの

勤績十年以上の者 賃金 三百日分

同五年以上の者 同 二百五十日分

同三年以上の者 同 二百日分

同三年以下の者 同 百七十日分

三、從來の勞務に服すること能はざるもの、健康奮に復すること能はざる者

勤績十年以上の者 賃金 二百五十日分

同五年以上の者 同 二百日分

同三年以上の者 同 百六十日分

同三年以下の者 同 百三十日分

四、身體を傷害し舊に復すること能はずはと雖も引續き從來の勞務に服する事を得る者勤績十年以上の者 賃金 六十日分

同五年以上の者 同 五十日分

同三年以上の者 同 四十日分

同三年以下の者 同 三十日分

第五條 職工死亡したるときは左の扶助料を支給すべし

一、遺族扶助料

勤績十年以上の者 賃金 三百五十日分

扶助規則

同五年以上の者	同	三百日分
同三年以上の者	同	二百五十日分
同三年以下の者	同	二百日分
一、葬祭料		二十圓

第六條 第二條の規定に依る費用は毎五日に第三條の規定に依る扶助料は毎月十四日及月末の二回に之を支給す

第七條 第二條の規定に依り扶助を受くる者療養開始後三年を経過するも負傷又は疾病治癒せざるときは當會社は一時に賃金三百五十日分の扶助料を支給して以後此規則の規定に依る扶助を爲さしむることを得

第八條 扶助料算出の標準とすべき賃金の算出に付ては工場法施行令第十六條第十七條並に同施行規則第十五條の規定に依る

就業即日負傷し疾病に罹り又は死亡したる爲め又は賃金に付き何等の取極

めを爲さしむる爲め其他前項に依り金額を算出し能はざる場合は左の各號の金額とす

- 一、同一の業務に付曾て他の工場に於て就業したるものに係る場合は其工場に於て解雇前一日を除き最近三十日分の賃金の平均額
- 二、業務に経験あるも曾て他の工場に於て賃金を受けたることなき者に係る場合は當工場に於ける普通経験ある職工に付調査算出したる三十日分の賃金平均額八十五錢
- 三、業務に経験なき者に係るときは前號に準して算出したる平均額五十錢

第九條 職工扶助に關し此規則に規定なきものには凡て法規の定むる所に依る

株式會社〇〇社則

第一章 總則

第一條 當會社は定款并に本則に基き業務を施行す

第二條 當會社は左の各地に出張所及工場を置く

出張所 ○ ○ ○ ○ ○

工場 ○ ○ 所 ○ ○ 所

第三條 當會社の營業時間は午前九時より午後五時迄とす

大祭日、祝日、日曜日、一月二日、十二月三十一日は休業とす

但業務の都合に依り營業時間を延長し又は廢休することあるべし

第二章 職制

第四條 當會社に左の職員を置く

- 部長
- 次長
- 支店長
- 主任
- 技師
- 事務員
- 雇、見習

第五條 部長次長支店長は取締役の指揮を受け社務を分掌す

第六條 主任は上長の指揮を受け係出張所又は工場の事務を掌理す

第七條 技師は上長の指揮を受け技術を掌る

第八條 事務員技手雇及見習は上長の指揮を受け事務又は技術に従事す

第三章 分課

第九條 本店に左の八部を置く

- 總務部
- 營業部
- 電氣部
- 土木部
- 鑛山部
- 支那部
- 保險部
- 會計部

第十條 總務部に於ては左の事項を掌理す

- 一、株式に關する事項
- 二、印章に關する事項

三、使用人に關する事項

四、調査及監督に關する事項

五、他部に屬せざる事項

總務部に庶務係、調査係を置き其事務を分掌せしむ

第十一條 營業部に於ては左の事項を掌理す

一、輸出入貿易に關する事項

二、物品の製造及販賣に關する事項

三、運送に關する事項

營業部に機械係、金物係、米穀肥料係、材料係、内國係、輸出係、受渡係、通信係、銃砲店を置き其事務を分掌せしむ

米糖肥料係、内國係、銃砲店は取締役に直屬せしむることあるべし

第十二條 電氣部に於ては左の事項を掌理す

- 一、電氣機械器具の輸入に關する事項
- 二、電氣機械器具の製造及販賣に關する事項

電氣部に商事係、技術係、在庫係を置き其事務を分掌せしむ

第十三條 土木部に於ては左の事を項掌理す

- 一、土木及建築に關する事項

土木部に庶務會計係、技術係を置き其事務を分掌せしむ

第十四條 鑛山部に於ては左の事項を掌理す

- 一、鑛業に關する事項

第十五條 支那部に於ては左の事項を掌理す

- 一、支那貿易に關する事項

第十六條 保險部に於ては左の事項を掌理す

- 一、外國火災海上保險會社代理に關する事項

第十七條 會計部に於ては左の事項を掌理す

- 一、諸計算に關する事項
- 二、金錢、物品、有價證券の出納保管に關する事項

會計部に計算係、出納係、倉庫係を置き其事務を分掌せしむ

第十八條 各部支店出張所工場の處務細則は長主任案を具し稟議すべし

第四章 服 務

第十九條 職員は會社に對し誠實を主とし勤勉懇切にして各其職務を盡すべし

第二十條 職員は其任免の際會社所定の誓約書を差入るべし

第二十一條 職員は午前九時迄に自ら出勤簿に捺印すべし缺勤、遅刻、早退の時は事由を具し前出て届出づべし

病氣缺勤七日以上に及ぶときは醫師の診断書を差出すべし

第二十二條 職員は職務に付き上長の命令を遵守すべし

但其命令に對し意見を述べることを得

第六章 給 與

第二十三條 俸給は毎月廿五日に支給す

但休日に當るときは繰上とす

第二十四條 俸給は新任増俸減俸とも發令の日より計算す

休職、退職及死亡のときは當月分の全額を給す

第二十五條 病氣缺勤二箇月、私事故障缺勤一箇月を超ゆる者は俸給の半額を

減じ四箇月に及べば全額を給せず

但職務の爲め疾病に罹り又は特に許可を受けたる者は此限にあらす

第二十六條 職員社務を以て本邦内及支那を旅行するときは別表に従ひ順路に

依り旅費を給す外國旅費額は別に之を定む

第二十七條 臺灣、朝鮮、樺太及支那に出張する場合は別に支度料を給し同地

内旅行中は日常宿泊料の五割を加給す

第二十八條 赴任の場合には別に移轉料を給し家族を携ふるときは父母妻子に

限り本人同様の汽車汽船車馬賃及宿泊料を給することを得

但六歳未満の者には之を給せず

第二十九條 五十哩未満の旅行は宿泊したる場合を除く外日常を半額とし水路

旅行には宿泊料を給す

第三十條 同一市町村内の旅行は車馬賃の實費を給し京濱、阪神間又は同一場

所に長期滞在の場合は定額範圍内に於て月額又は日額を以て支給すること

あるべし

第三十一條 旅費は出發前概算を以て受取ることを得此場合には歸着後五日以

内に精算すべし

第六章 賞 罰

第三十二條 事務に勉勵し若くは特に功勞ある者は之を賞し金品又は賞狀を與ふ

第三十三條 諸規則命令に背き又は會社の名譽利益を毀損する者は之を罰し職責、減給又は解備す

承諾書

一 貴會社創立目論見書並に定款承認發起人たることを承諾し左の株式を引受申

候 一 株 引受株

大正 年 月 日

住所

何之誰印

〇〇株式會社發起人總代御中

(第一號書式)

參錢必ず
印紙消印
貼用の事

株式申込書

一〇〇株式會社株式 株

此株金總額

圓也 (但一株に付金〇拾圓也)

右申込證據金

圓也 (但一株に付金〇圓〇拾錢也)

希	望	株	券
何	何	株	券
何	何	株	券

右株式引受度貴社定款及左記事項承認の上證據金相添此段申込候也

一、應募株超過したる場合は發起人に於て適宜割當てらるゝも異議無之事

株式會社創立に關する手續書

所撮取
注意 本書正副貳通印鑑貳葉を要し正本に
は印紙を貼用する事數字は壹貳參拾等の文
字を用ふる事

一、第一回株金拂込期日に拂込を爲さざる場合は本證據金沒收相成候共異議無之事
 一、證據金は拙者へ割當の株式に對する株金拂込に充當せられ異議無之株式割當を受けざる分の證據金は割當を受くる株式の拂込に振替充當せられ異議無之事
 大正 年 月 日

〇〇株式會社發起人御中

住所 申込人

- 一、定款作成年月日 大正〇年〇月〇日
- 一、目的 〇〇
- 一、商號 〇〇株式會社
- 一、資本總額 金〇圓也
- 一、一株の金額 金〇圓也
- 一、第一回拂込金額 金〇圓〇錢也

發起人住所氏名及其引受株數

〇株	住所	氏名	〇株	住所	氏名
同	同	同	同	同	同

一、取締役が有すべき株式數 〇株以上
 一、本店所在地 〇市に於て發行する〇〇新聞に掲載して之をなす
 一、會社の公告を爲す方法 設立の日より滿〇十ヶ年
 一、會社の存立期間 金〇圓以内
 一、會社の負擔に歸する設立費用 大正〇年〇月〇日迄に會社が成立せざる時は株式の申込を取消す事を得

賛成人氏名

住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名
同	同	同	同	同	同

株式申込及株金拂込取扱所

〇地	創立事務所	〇地	〇銀行	〇地	〇銀行支店
同	〇銀行	同	同	同	同

〇市〇町〇番地 (電話番号)

〇〇株式會社創立事務所

(第二號書式)

參錢收 入印紙

株式申込證

注意 本證は貳通に印鑑二葉添附の申數字は壹貳參拾等を以て御記入の事

取扱店

一株式會社〇〇株式

- 株金總額 圓也 (但一株に付金〇圓也)
- 全額拂込株金 圓也 (但一株に付金〇圓也)
- 申込證據金 圓也 (但一株に付金〇圓也)

株式會社創立に關する手續書

右貴會社定款及左記事項承認の上前記の株式引受申度依て證據金相添此段申込候也

- 一、申込株式超過の場合に於ける株式割當は發起人に一任の事
- 二、申込證據金は全部之を割當株式金額拂込金に振替充當せらるゝも異議無之事
- 三、返還を受くる事あるべき申込證據金に對し利息又は損害金の請求を不致事
- 四、割當株式に對し全額拂込金を期日に拂込まざる場合は全部の申込證據金に對する權利を拋棄したるものとして何等の手續を要せず貴會社の收得とせらるゝも異議無之事

大正 年 月 日

住所 申込人氏名

株式會社〇〇發起人御中

- 一、定款作成の年月日 大正〇年〇月〇日
- 二、會社の目的 一、〇 〇
- 三、會社の商號 株式會社〇〇
- 四、資本の總額 金〇圓也
- 五、總株式數 〇 株
- 六、一株の金額 金〇圓也
- 七、全額拂込 一株に付金〇拾圓也
- 八、取締役の有すべき株式數 〇 株以上
- 九、本店の所在地 〇市〇町
- 十、存立の時期 〇市に於て發行する何新聞に設立の日より滿〇ヶ年之を掲載す
- 十一、會社の公告を爲す方法 〇市に於て發行する何新聞に之を掲載す
- 十二、會社の負擔すべき創立費 金〇圓也
- 十三、株式申込を取消し得べき時期 大正〇年〇月〇日迄に會社の成立せざるときは株式申込を取消す事を得

創立委員長 何之誰

發起の引受株數及住所氏名左の如し (イロハ順)

- 一、〇 株 住所氏名 一、〇 株 住所氏名
- 同 同 同 同 同 同

株式申込取扱所

- 〇市〇町〇番地 〇〇銀行
- 同 〇〇銀行支店
- 〇市〇町〇番地

株式會社〇〇創立事務所

電話番號

三收印 紙入錢

株式引受申込證

(資本増加の場合)

一 株式會社〇〇——新株式

但一株額面 金五拾圓也

此引受價格額面超過金

此申込證據金

〇圓也 〇圓也

〇 株

株式會社創立に關する手續書

右は大正〇年〇月〇日貴會社株主總會の決議條項定款並に左記事項を承認し前記株式引受候に付證據金相添へ此段申込候也

但募入の通知相受候上は募入確定證據金は大正〇年〇月〇日限り(當日營業時間内)拂込可申萬一右期限に拂込相怠り候節は失權として前記申込證據金は貴會社に於て收得相成候共異議無之候又募入外れと相成候場合は利子を附せずして申込證據金を御返還相成候事承諾仕候

住所

大正 年 月 日

申込人

株式會社〇〇

社長 某 殿

左記事項

〇 〇

- 一、會社の商號
- 二、増加すべき資本總額
- 三、資本増加の決議年月日
- 四、第一回株金拂込金額
- 五、第一回株金拂込期日
- 六、株式募集方法
- 七、株式申込取消時期

増加資本金〇萬圓に對する株式〇萬株の内〇株は額面以上の價格を以て募集す

大正〇年〇月〇日迄に資本増加の登記を爲さよるときは株式申込人は

其申込を取消すことを得

(注) 金額以外の財産を出資するものあるときは其決議事項を記載せざるべからず優先株を發行する場合には其種類及其各種の株式數をも明記せざるべからず

創立總會進行の順序

- 第一、總會の座長
- 第二、總會の議長を定むること
- 第三、會議の開始
- 第四、當會社の創立に關する事項の報告を爲すこと
但發起人總代之を爲す
- 第五、當會社の取締役監査役の報酬を定むること
- 第六、當會社の取締役監査役を選擧すること

株式會社創立に關する手續書

第七、議長右當選者の報告を爲す

第八、商法第三百三十四條第一項に掲げたる事項は總取締役總監査役之を調査すべき旨を報告し暫時休憩を爲すこと

總取締役監査役は別室に入る

又は別に検査役を選任し調査を爲さしむること

第九、議長開會を宣し續て取締役一名他の總取締役監査役を代表して調査事項の報告を爲すこと

又は検査役調査事項の報告を爲すこと

第十、商法第三百三十四條第一項の事項報告全部の承認を求むること

第十一、議長創立總會の終結を宣すること

議 事 錄

大正〇年〇月〇日午前(後)〇時當會社の創立總會を當會社創立事務所(又は〇〇)内に開く

當會社の資本金は〇萬圓にして總株式數〇萬株總株式引受人は〇名なりとす而して本日出席したる株式引受人員は委任狀を併せて〇名其株式引受數は〇株にして優に法定數を超過せり

發起人總代何某氏座長席に着き本會の議長に何某氏を指名し滿場異議なく同氏は之を承諾し直に議長席に着きたり

議長 本日出席株式引受人は〇名委任狀〇名此總株數〇株にして法定數を超過し且代理權に就ては適法と認むるを以て之れより會議を開始する旨を宣す
發起人總代何某君先づ當會社創立に關する事項の報告を爲す(別紙の通り)

議長 當會社の取締役監査役の報酬議決の旨を宣し之づ之を議場に諮りたるに
何某君當會社の取締役監査役の報酬は年額〇圓としたしと動議を提出し何某
君何某君之に賛成し議長は之を議題となし之を満場に諮る

満場異議なし

議長 當會社の取締役及監査役と共に合計年額金〇圓に可決する旨を報告す
議長之れより當會社の取締役監査役の選舉に移る旨を宣す

議長 先づ此選任は投票にすべきや指名にすべきやを議場に諮りたるに

何某君 發議し當會社の取締役監査役は議長を加へ其他凡て議長の指名に委し
たしと述べ何某君之に賛成したるに付き議長之を議題に登せ之を満場に諮り
たるに満場異議なし

議長 當會社の取締役監査役を左の通り指名す

取締役 何 某 何 某 何 某

監査役 何 某 何 某

茲に於て指名せられたる各人は交々起立就任の挨拶をなせり

議長 之れより商法第三百三十四條第一項に掲げたる事項は總取締役總監査役に

於て直に調査する旨を告げ暫時休憩を宣す千時午前(後)〇時〇分

此時總取締役總監査役調査の爲め別室に入る

議長 午前(後)〇時〇分更に開會を宣し續て取締役何某君は他の取締役監査役
を代表し調査事項の報告を爲す(別紙の通り)

議長 右終りて總取締役總監査役の調査事項に付き満場の承認を求む
満場異議なく承認す

議長 於是最早議事終了せるに付き創立總會の終結せる旨を宣す
千時午前(後)〇時〇分なり之れにて散會す

大正 年 月 日

四四二

〇〇株式会社
創立總會

議長 何 之 謹印

株主 同

株主 同

創立に關する事業報告書

當會社の創立を目論見たるは當初大正〇年〇月〇日に在り何某、何某、何某三氏専ら其衝に當り何某、何某之れが補助を爲したるものとす

於是同年〇月〇日〇〇に相會合し前途の方針を協定し更に加盟者を誘致するこ

とに決し同年〇月〇〇氏の賛成を得るに至れるを以て同月〇日發起人會を〇〇に開き本會社の組織書類の作成創立費用に付き協議を遂げ爾來更に賛成者を募る事とせり

〇月初旬に至り〇〇氏等の賛成を得たり而して同月下旬に至り書類の起稿完成するや〇月〇日發起人會を開き本會社設立手續の進行に付き協議を遂げ直に株式募集を開始せり

同月〇日本會社創立事務所を〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地に設置し事務員を雇入れ創立事務に執掌せしめたり而して〇月〇旬に何某氏を本會社の社長候補者に推薦し其快諾を得たり

爾來各發起人努力の結果大正〇年〇月〇日に至り株式引受人は既に滿株を告げたるを以て同月〇日午前(後)〇時に創立事務所内に發起人會を開催し株式第一回拂込の通知を發することを決議し同日直に拂込通知を各株式引受人に發し拂

株式會社創立に關する手續書

四四三

込期限を〇年〇月〇日とし其拂込取扱を左の〇〇銀行に依頼せり

〇〇銀行 〇〇銀行

其後發起人は鋭意拂込を督促し漸く拂込を完了せるに依り同年〇月〇日發起人會を創立事務所内に開催し本會社創立總會開催の通知を發することを決議し〇日各株式引受人に對し其通知を發し本日漸く本會を開催するに至れり
追て本會社創立費用に關しては別紙計算書の通りに有之候
右及報告候也

大正 年 月 日

〇〇株式會社

發起人總代

何 之 誰

調査報告書

株式會社〇〇創立總會に商法第三百三十四條に掲げたる事項の正否を報告する爲め慎重に之れが調査を遂げたる處

一、株式總數の引受ありたるや否や

株式總數の引受ありたる事實は發起人株式引受證〇通此總株數〇株及株式引受人株式申込證〇通此總株數〇株合計數〇株に充ちたる事實に依りて之を認む

一、各株に付商法の規定に依り全額の拂込ありたりや否や

各株に付全額の拂込ありたる事實は株金拂込領收證(元記帳に)控帳〇冊此合計拂込金〇圓也に充ちたる事實に依りて明確に其拂込を了したる事及び現に會社に於て該金圓を保管しあることを認む

株式會社創立に關する手續書

一、會社の負擔に歸すべき設立費用
別紙計算書記載の費用は會社の負擔に歸すべき設立費用と認む此總金額〇
圓也

一、會社が買收せる別紙買賣契約に添付の財産目録は其價格相當なるや否や
別紙賣買證の營業權其他〇〇及び現在品等を仔細に調査し其價額を評定す
るに相當なりと認む

株式會社〇〇創立に關する事務完結致候に付關係書類別紙目録書の通り及御引
渡候也

大正 年 月 日

株式會社〇〇

發起人總代

株式會社〇〇

取締役社長 何之 謹殿

目 録 書

(發起人より會社へ引渡す書類)

一、發起人會決議錄	一	冊
二、株式引受書及株式申込證	一	綴
三、發起人及株式申込人の印鑑簿	一	冊
四、株式申込人名及株金拂込臺帳	一	冊
五、株金拂込領收證の控	一	綴
六、出 納 簿	一	冊
七、支拂金領收證	一	綴
八、受 付 簿	一	冊
九、發 信 簿	一	冊

株式會社創立に關する手續書

十、受信簿
十一、日誌

以上
大正 年 月 日

一 冊
一 冊
四四八

〇〇會社發起人

定 款 軌 範 終

大正十一年十一月廿七日印刷
大正十一年十二月四日發行

東京府豊多摩郡千歳ヶ谷町四百七十番地

編纂者 金 内 理 三 郎

東京市芝區三田豊岡町二番地

發行者 森 裕

東京市芝區三田小山町三番地

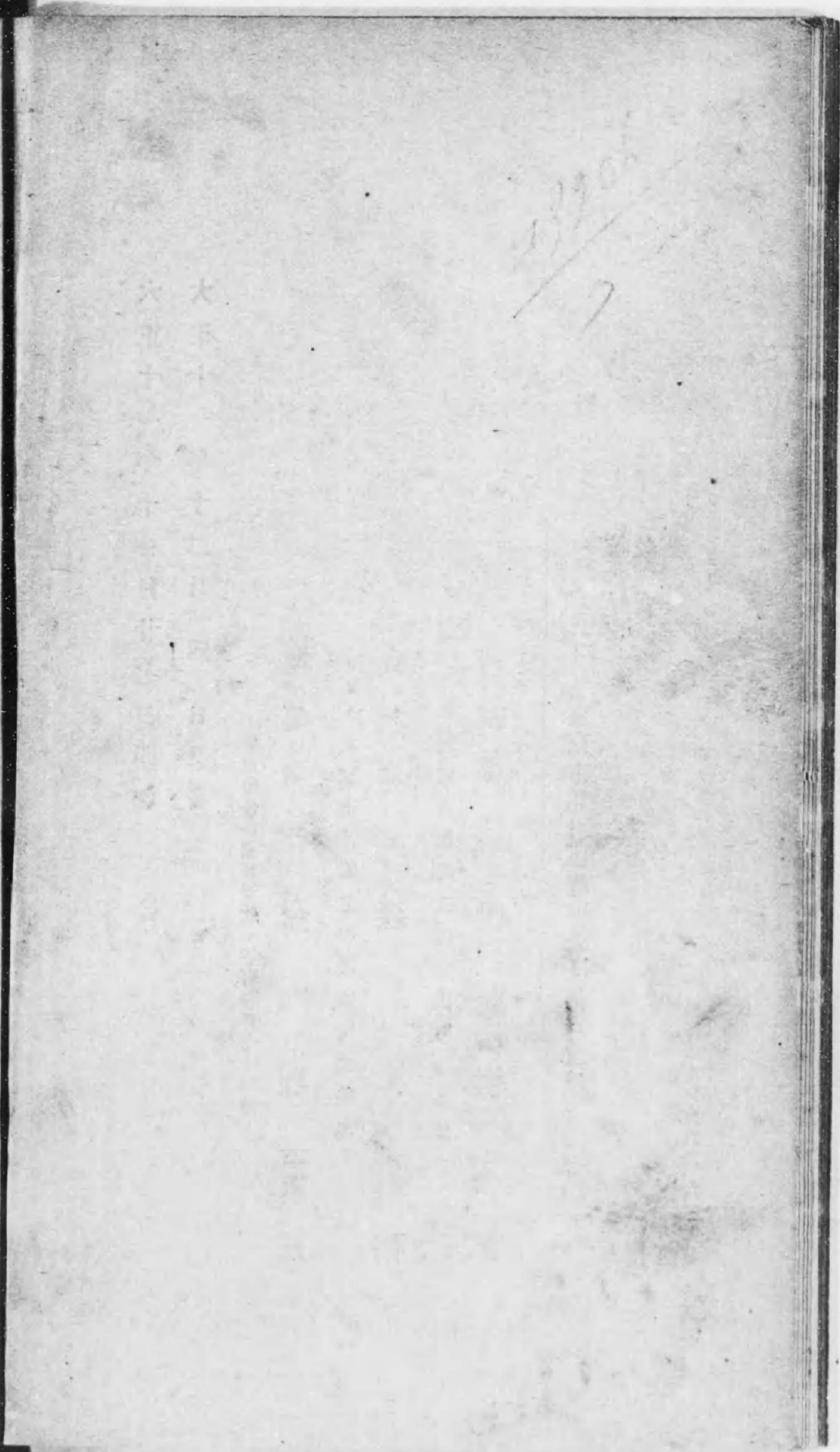
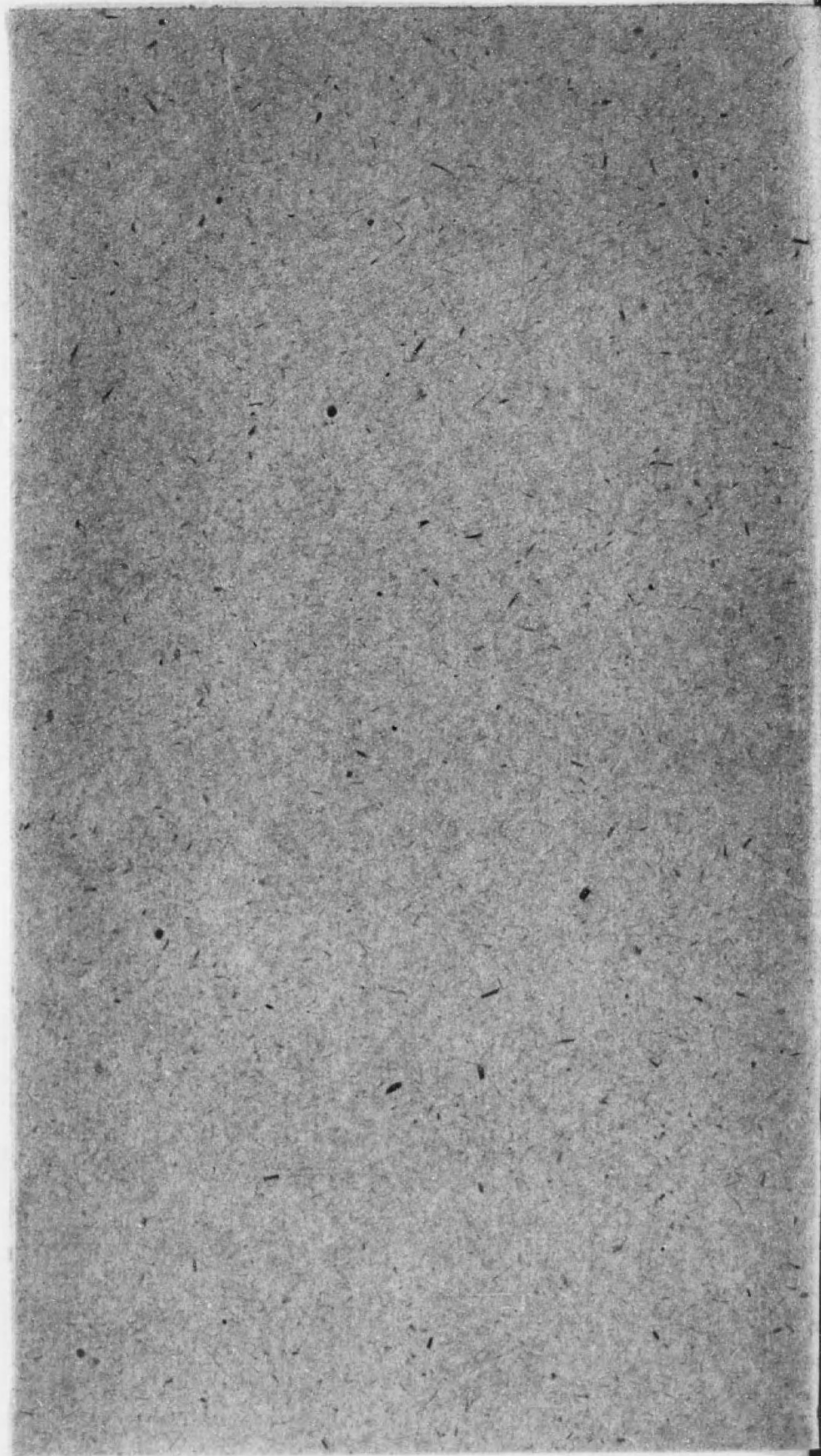
印刷者 伊 藤 柊 太 郎

東京市麴町區麴町五丁目八番地

發售所

泰 成 社

電話九段五八三番
櫻井口東京六二、六三七番



502

178

終